

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当受給資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、○○区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して令和5年10月5日付けで行った障害児福祉手当受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

本件診断書は、請求人の母が、請求人のために、少しでも良くなることを思い、特に「⑯日常生活能力の程度」欄について、ほんのわずかでもできる部分があれば、できていると回答して、作成されたものである（請求人は二語文も非常に乏しく、言葉のやり取りができない状態の為、請求人の母が回答した。）。

請求人の実情は、洗面・排泄・入浴は半介助、危険物は全く分からず、當時の介護または援助を必要とする状態である。

本件診断書に基づく本件処分は、プロセス・判断ともに適切と考えている。しかし、本件診断書は実状とは異なる内容であるため、令和5年12月に請求人が再度受診し、請求人の父が実状を正確に回答して作成された診断書に基づき、遡って審査いただきたい。

請求人は、本件手当を令和5年3月から約半年以上経過、支給された上で、突然同年10月5日に支給停止と返還の連絡を受けた。本件手当は既に請求人のために使用しており、返還するにもお金に余裕がない。

実状を踏まえ、再度審理していただきたい、本件処分を取消していただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮詢について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 2月 7日	諮詢
令和7年 5月 13日	審議（第100回第4部会）
令和7年 7月 9日	審議（第101回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 本件手当の支給要件

法17条は、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、本件手当を支給するものとしている。法2条2項によれば、重度障害児とは、障害児（20歳未満であって法2条5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者）のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

(2) 認定の基準

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）1条1項は、法2条2項に規定する「政令で定める程度の

重度の障害の状態」は、法施行令別表第1（別紙2）に定めるとおりとしている。

（3）精神障害についての認定基準

障害の程度の認定については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付社更第162号厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）第1及び第2に定めており、認定基準第2・6・(2)において「精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。」としている。

（4）支給の認定

法19条は、本件手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、本件手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。また、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「法施行規則」という。）2条は、本件手当の受給資格についての認定の請求は、法施行規則様式第1号に定める障害児福祉手当認定請求書に、受給資格者が重度障害児であることに関する医師の診断書等を添えて、市長に提出することによって行わなければならないとしている。

（5）受給資格の喪失

法26条において準用する法5条の2第1項は、本件手当の支給は、受給資格者が法5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、本件手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義通知」という。）第4・問2・答）ところ、特別児童扶養手当は、本件手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、本件手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

そして、障害者福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令11条は、市長は、本件手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

(6) 認定基準等の位置付け

法39条の2は、法の規定により都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。また、疑義通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(7) 以上の法令等の定めにより、本件診断書の記載内容全般を基にして処分庁が判断することそれ自体は、法令等の予定するところであり、その判断の過程に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取消理由があるとするることはできない。

2 そこで、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害、自閉スペクトラム症を有していることが認められる（別紙1・1）。

そして、日常生活能力の程度（別紙1・14）について、食事は半介助、洗面、排泄、衣服及び入浴については自立、危険物は「特定の物、場所はわかる」、睡眠は「時々不眠」、「洋服は出してあげると着れる。食事も出してあげると食べる。好きなものでないと食べなくて介助することもある。信号みて止まるなどできない。」とされ、要注意度（同・15）は「隨時一応の注意を必要とする。」と診断されている。

そうすると、請求人は、知的障害及び自閉スペクトラム症を有しているものの、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上とは認められず、認定基準第2・6・(2)には該当しない。

したがって、請求人は、重度障害児の状態にあるとは認めることはできず、本件手当の受給要件に該当しなくなったものと判断するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、第3のとおり、本件診断書に基づく本件処分は、プロセス・判断ともに適切と考えているが、本件診断書は請求人の実状を反映したものではないことから、本件処分を取り消し、再提出した診断書によ

り遡って審査することを求めている。

しかし、処分時において、本件診断書以外の事情を考慮すべきと認められるような事情は見当たらないところ、提出された本件診断書に基づき認定を行った本件処分が違法又は不当であるとはいえず、また、再提出された診断書によって遡って審査する根拠はないことから、請求人の主張をもって本件処分を取り消す理由とはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙1及び別紙2 (略)